

令和7年10月2日

特別供給条件の認可について

関東経済産業局長から、株式会社レインボー（法人番号2020001067266）、株式会社ガスワン埼玉（法人番号8030001160733）、株式会社トーエル（法人番号2020001021033）、株式会社マルキ（法人番号9030001018195）、レモンガス株式会社（法人番号8021001036718）、河原実業株式会社（法人番号1011801007074）、山二ガス株式会社（法人番号1030001025232）、日本瓦斯株式会社（法人番号9010001061924）による特別供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20251001 関東第41号
令和7年10月2日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特別供給条件の認可について（回答）

令和7年9月19日付け20250911 関東第46号により貴職から当委員会に意見を求められた特別供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。